[改正]		[現行]	
第1章~第15章 (略)		第1章~第15章 (略)	
料金表 通則 (略) 第1表 (略)		料金表 (略) 通則 (略) 第1表 (略)	
第2表 工事費 		第2表 工事費 1 適用	
エ 事 費 の 適 用		工事費の適用	
(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 割増工事費の適用	ア 当社は、契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目の変更に関する工事 (交換機等工事に関する基本工事費のみ適用となる工事及び別表2 (付加機能)に 規定する映像通信伝送機能に係る工事を除きます。)を土曜日、日曜日及び祝日(国 民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。)に行ってほし い旨の申出があった場合(配線経路構築工事費に係る工事の場合は、回線終端装置 工事費に係る工事の施工日に限ります。)であって、その申出を当社が承諾した場合、そ の工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに税抜額3,000円(税込額3,240 円)を加算して適用します。	(6) 割増工事費の適用	ア 当社は、契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目の変更に関する工事 (交換機等工事に関する基本工事費のみ適用となる場合を除きます。)を土曜日、日 曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休 日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいま す。)に行ってほしい旨の申出があった場合(配線経路構築工事費に係る工事の場合 は、回線終端装置工事費に係る工事の施工日に限ります。)であって、その申出を当社 が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに税抜額3,000 円(税込額3,240円)を加算して適用します。
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)		2 (略)	(ME)
第3表(略)		第3表(略)	
別表 1 ~別表 2 (略)		別表1~別表2 (略)	
附 則 (平成 28 年 6月 2 日経企第 287 号) この改正規定は、平成 28 年 6月 6 日から実施します。			

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ - ビ ス 契 約 約 款 の - 部 改 正

[改正]		[現行]	
第1章~第15章 (略) 料金表 通則 (略) 第1表 (略)		第1章~第15章 (略) 料金表 (略) 通則 (略) 第1表 (略)	
第2表 工事費 1 適用	工事費の適用	第2表 工事費 1 適用	エ 事 費 の 適 用
(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 割増工事費の適用	ア (略) <u>イ</u> アに規定する場合の工事費は、移転等にかかわらず、新たな契約者回線の設置に関する工事とみなして算定します。	(6) 割増工事費の適用	ア 当社は、契約者からその契約者回線に関する工事を土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。)に行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに税抜額3,000円(税込額3,240円)を加算して適用します。 イ (略) ウ (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略) 第3表~第5表 (略) 別表1~別表6 (略) 附則 (平成28年6月2日経企第287号) この改正規定は、平成28年6月6日から実施します。		2 (略) 第3表~第5表 (略) 別表1~別表6 (略)	